

# 畜産物安全安心生産農場としての取り組み



住所：広島県三原市大草1538

氏名：農事組合法人  
広島県東部養豚組合第2牧場

## I 地域の概況

三原市は広島県の中央東部に位置し、平成17年3月22日に旧三原市、旧本郷町、旧久井町、旧大和町が合併してできた市である。人口は106,229人、世帯数は38,499世帯（平成12年国勢調査）、面積は471km<sup>2</sup>で、広島県の5.6%を占めている。

家畜飼養状況は、乳用牛334頭、肉用牛1,579頭、豚13,478頭、採卵鶏584千羽、ブロイラー235千羽であり、農業産出額は833千万円で、主要農作物の内訳は、米284千万円、豚104千万円、鶏卵58千万円、ブロイラー45千万円であり、養豚及び養鶏は、市の基幹産業である。

### 【三原市の家畜飼養状況】

種類	戸数	頭羽数
乳用牛	12戸	334頭
肉用牛	26戸	1,579頭
豚	3戸	13,478頭
採卵鶏	9戸	584千羽
ブロイラー	3戸	235千羽

## II 経営の内容

農事組合法人広島県東部養豚組合では、広島県中央部の自然豊かな環境の中で、1頭1頭愛情を込めて豚を飼育しており、エサに「パンの耳」を使用することにより、小麦の効果で白くてきれいな脂肪とジューシーで旨みたっぷりの豚肉を生産している。

また、この牧場で生産された豚肉は、「おのみちサンポーク」としてインターネットを通して購入することができ、牧場から消費者のお手元へ短時間で届けることができるため、新鮮な豚肉を供給することが可能となっている。

## 1 農事組合法人 東部養豚組合第2牧場の概要

- 飼養頭数 : 種豚750頭 , 肥育豚9,000頭  
従業員数 : 20人  
豚舎数 : 分娩舎2棟, 離乳舎3棟, 肥育舎5棟,  
種豚舎3棟, 隔離舎1棟  
糞尿処理 : 尿は浄化槽で処理後, 放流  
糞は堆肥舎で醗酵処理後, 堆肥として出荷  
肥育豚出荷 : 出荷日齢 190日齢  
広島・岡山・兵庫・大阪・香川へ出荷



【東部養豚組合の全景】

## Ⅲ HACCP方式への取り組み

### 1 取り組みへの契機

広島県家畜畜産物衛生指導協会が、平成19年度から「畜産物安全安心生産農場認定制度」を開始した。

この制度は、危害分析重要管理点方式（HACCP方式）を導入し、認定基準を遵守し、健康な家畜から、新鮮で良質・安全である畜産物を生産する農場を、認定農場として指定し、信頼性を確保し、県内畜産物の消費拡大を図ることを目的としている。

東部養豚としても、畜産物の安全安心の視点から、消費者に新鮮で良質・安全である畜産物を生産する農場の認定を目指した。

## 2 「畜産物安全安心生産農場認定制度」の概要

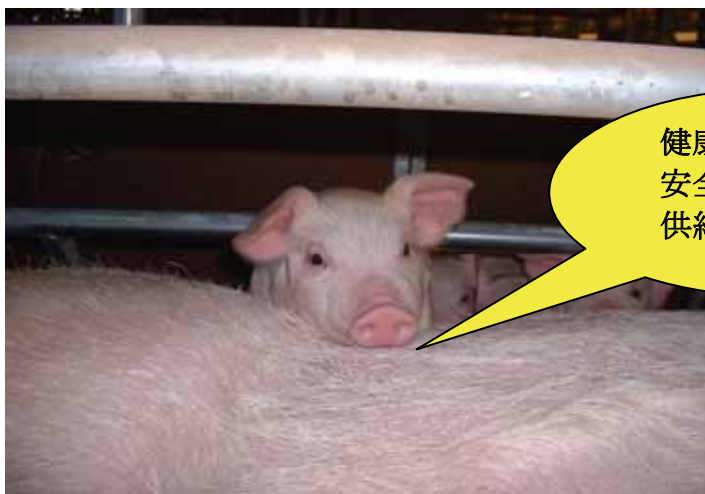
### (1) 認定農場の基準

飼養衛生管理基準を遵守し、次の条件を満たしている農場であること。

- ① 導入家畜の健康証明書を保持すること。
- ② 導入家畜の検疫を受けていること。
- ③ 抗体検査を受けていること。
- ④ 予防注射を適宜・適切に受けていること。
- ⑤ 清掃・消毒を衛生マニュアルどおり実施していること。
- ⑥ そ族・昆虫の駆除を実施していること。
- ⑦ 動物用医薬品の残留防止に務めていること。
- ⑧ その他飼養管理及び出荷後のと畜成績について適確に記帳していること。

### (2) 認定委員会の設置及び構成員

広島県家畜畜産物衛生指導協会長，副会長，畜産関係生産者団体代表者，学識経験者及び行政担当者からなる認定委員会を設置し，この生産農場認定制度の運営を図っている。



### (3) 認定までの手続き

- ① 認定を受けようとする農場は，申請書を提出する。
- ② 認定調査員が現地調査を実施し，生産農場の概要及び安全・安心生産農場認定基準を調査する。
- ③ 認定委員会を開催し，審査を行う。
- ④ 審査により，認定基準に適合するものとして認めた場合は，申請者に対して認定証を交付する。

#### (4) 認定シール

畜産物安全安心生産認定農場が、畜産物を出荷するときに、認定シールを添付することが可能である。



【認定シール】

#### 3 HACCPチームの編成

広島県東部養豚組合、広島県家畜畜産物衛生指導協会、広島県畜産協会、広島県養豚協会、広島県獣医師会、広島県農林水産局畜産課、広島県福山家畜保健衛生所が中心となり、畜産物安全安心生産農場の認定に向けた検討を開始した。

#### 4 危害因子の設定

抗菌性物質の残留（動物用医薬品、飼料添加物）、注射針の残留、サルモネラ汚染を危害因子として設定した。

#### 5 飼養衛生管理の徹底

健康な家畜から安全・安心な畜産物を消費者に供給するため、家畜伝染病予防法施行規則第21条に規定されている飼養衛生管理基準を遵守している。

- ①畜舎や器具の清掃・消毒
- ②畜舎出入り時の手指、作業衣の消毒
- ③飼料や水への排せつ物等の混入防止
- ④導入家畜の隔離
- ⑤人や車両の出入り制限、消毒
- ⑥野生動物や害虫の侵入防止
- ⑦出荷の際の家畜の健康確認
- ⑧異常家畜の早期発見、早期受診
- ⑨過密な状態での家畜の飼養回避
- ⑩家畜伝染病に関する知識の習得

#### 4 記録の励行

作業を実際に行っている養豚場の従業員が、「飼養豚の飼養管理記録」、「動物用医薬品投与記録」、「飼料添加物の使用記録」、「注射針の使用記録」、「消毒・害虫駆除の実施記録」、「飼料給与管理記録」、「導入豚の隔離記録」、「外来者の入退場記録」を常に記帳する。

## 5 従業員の教育

豚肉の安全性を高めることができるのは、養豚場の従業員だけであるため、従業員に対して、消毒の徹底、記録の励行等適切な飼養衛生管理を確実に実施するよう意識改革を図った。

## IV 取り組みの効果

### 1 生産性の向上

獣医師が中心となり、従業員の衛生意識向上を図ることにより、豚肉の生産性が向上した。

### 2 畜産物安全安心生産農場の認定

平成20年に広島県家畜畜産物衛生指導協会から、畜産物安全安心生産農場を認定された。

### 3 販売面での効果

畜産物安全安心生産農場の認定を受けたことにより、流通業者からの信頼性が高まり、企業イメージアップにつながった。

## V 今後の目標と課題

消費者に新鮮で美味しくそして安全・安心な豚肉を供給することが、養豚場としての使命である。

健康な豚から新鮮で良質・安全である豚肉を生産し、消費者に安心して豚肉を食べていただくために、このたび、広島県家畜畜産物衛生指導協会の行っている「畜産物安全安心生産農場」の認定を受けることし、畜舎の清掃・消毒及び飼料の適正管理等飼養衛生管理基準の遵守や記録及び記録の確保による安全性の確保に努め、HACCP方式へ取り組んでいるところである。

農場の従業員は、豚を愛情をこめて飼養することについては実践できていた。また、生産、飼養管理、育成、出荷等の内容を記録に残すことには慣れていたが、安全・安心面における記録を忘れずに記帳することの重要性を認識してもらうことがたいへんであった。

今後も、獣医師が中心となって、農場の従業員の意識改革に努め、さらなる衛生管理の徹底に務めていきたい。

## ◎ 指導機関からのコメント

広島県では、現在4農場が家畜畜産物衛生指導協会から、畜産物安全安心生産農場に認定されている。現在は、養豚関係だけであるが、乳用牛、肉用牛、採卵鶏、ブロイラー等にも拡大することを期待している。

そのためには、広島県家畜畜産物衛生指導協会のみならず、県内の畜産関係団体及び行政機関が一体となって、農場HACCPに取り組む必要がある。

また、消費者の皆様にも、農場HACCPへの取り組みを理解し、価格面で協力をいただけるよう広報活動を拡大していくことも重要である。

今後も、消費者の皆様へ安全・安心な畜産物を供給するために、県内に認定農場が増えることを期待している。

<本事例についての問い合わせ先>

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

広島県農林水産局畜産課家畜衛生グループ

TEL (082)513-3604

FAX (082)228-0396